

基安安発 0830 第 2 号
基安労発 0830 第 2 号
基安化発 0830 第 2 号
平成 23 年 8 月 30 日

北海道、青森、岩手、
宮城、福島、茨城、
栃木、群馬、埼玉、
千葉、新潟、長野 労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安 全 課 長
労 働 衛 生 課 長
化学物質対策課長

災害廃棄物の処理における労働安全衛生対策に係る発注者の配慮等について

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に当たっての安全衛生対策の確保に関し、別添のとおり環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長と連名で、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県の廃棄物担当部長あて通知しているところであるので、了知願いたい。

貴職におかれても、通知内容に加え、特に下記の事項について関係自治体に対して機会を捉え、発注時における安全衛生経費の計上等、安全衛生対策の徹底について要請願いたい。

記

- 1 作業の発注に当たっては、作業を請け負うこととなる事業者において、①防じんマスクの着用、②作業の内容に適した服装の着用、③作業者に対する安全衛生教育の実施が徹底されるよう、安全衛生に配慮した経費の積算、工期の設定や事業者に対する指導に努めること。
- 2 作業を請け負った事業者から、安全衛生確保の観点から必要な発注条件や工期の変更について相談があった場合には、円滑な震災復旧に留意しつつ、十分に配慮すること。
- 3 近接したエリアで複数の事業者による作業を発注する場合には、各作業が輻輳して行われることによる災害の防止を図るため、各事業者間で連絡調整等を適切に実施するよう指導すること。

環廃対発第 110830003 号
基安安発 0830 第 1 号
基安労発 0830 第 1 号
基安化発 0830 第 1 号
平成 23 年 8 月 30 日

北海道、青森県、岩手県、
宮城県、福島県、茨城県、
栃木県、群馬県、埼玉県、
千葉県、新潟県、長野県 廃棄物担当部長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課長

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安 全 課 長
労 働 衛 生 課 長
化学物質対策課長

災害廃棄物の処理における労働安全衛生対策に係る発注者の配慮等について

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に当たっての労働安全衛生対策については、平成 19 年 4 月 2 日付け環廃対発第 070402002 号「災害等廃棄物処理事業費の国庫補助について」の別紙「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」において、「当該災害等廃棄物処理事業は、従事者の労働安全衛生に係る関係法令等を遵守した上で行わなければならないものとする。」とされているところですが、これまでに労働基準監督署等が安全パトロールを行った結果、災害廃棄物の処理に際して、防じんマスクが着用されていない等、安全衛生対策が不十分である状況が散見されたところです。

災害廃棄物処理においては、労働者のみならず被災した住民やボランティア等が作業に従事することが想定されるところであり、また、災害廃棄物の中にはアスベスト等の有害物質が含まれる可能性もあることから、作業者に対する安全衛生教育等の徹底に加え、災害廃棄物処理の際に発生する粉じんのばく露防止対策として有効なマスクの着用が必要となります。

発注者による労働者の安全衛生面への配慮は労働安全衛生法(昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号)第 3 条第 3 項において定められており、また、厚生労働省が平成 19 年 3 月 22 日付けで発出した基発第 0322002 号「建設業における総合的労働災害防止

対策の推進について」においても、発注者の実施事項を下記のとおり示しているところです。

つきましては、貴職におかれては、これら発注者の果たすべき役割に御留意の上、貴管下市町村が安全衛生の確保に十分配慮した発注を行うとともに、災害廃棄物処理を行う事業者に対して適切な指導を行うよう、市町村へその徹底に御協力をお願いいたします。なお、市町村から事務委託を受けた場合、貴職におかれても同様の御配慮及び御指導をお願いいたします。

また、岩手、宮城、福島 の 3 県については、建設業に新規に参入する労働者が多数見込まれるところ、当該労働者に対する安全衛生教育については、厚生労働省が建設業労働災害防止協会への委託事業として実施している「東日本大震災に係る復旧工事安全衛生確保支援事業」により設置された「支援センター」において、安全衛生の専門家による支援を受けることが可能ですので、併せて貴管下市町村及び事業者に対して周知くださいますようお願いいたします。また、3 県以外についても、教育の実施に当たって教材等が必要な場合には、建設業労働災害防止協会にお問い合わせください。

記

平成 19 年 3 月 22 日付け厚生労働省基発第 0322002 号「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」別紙 1 建設業における総合的労働災害防止対策 別添 1 「建設業における安全衛生管理の実施主体別実施事項」のうち発注者の実施事項（抜粋）

区分	実施事項
発注者	1 施工時の安全衛生の確保に配慮した工期の設定、設計の実施等 2 施工時の安全衛生を確保するために必要な経費の積算 3 施工時の安全衛生を確保する上で必要な場合における施工条件の明示 4 適正な施工業者の選定及び施工業者に対する指導 5 分割発注等により工区が分割され複数の元方事業者が存在する工事の発注者にあつては、次の事項 （1）個別工事間の連絡及び調整 （2）工事全体の災害防止協議会の設置 6 入札参加者指名時における安全成績の優良な業者の選定及び労働安全衛生マネジメントシステム等自主的な安全衛生活動の取組を評価する仕組みの導入。

（参考：労働安全衛生法第 3 条第 3 項）

建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。